

本庄市社会福祉協議会からのお知らせ

「令和2年度手話通訳者養成講座（準備コース）」を開催

埼玉県手話通訳者養成講習会を受講するための準備コースです。
日時＝5月12日(火)～9月1日(火)の毎週火曜日の全17回 午後2時～4時
場所＝本庄市市民活動交流センター（はにぼんプラザ）活動室C
費用＝教材費など
対象＝児玉郡市内在住で、次のすべてに該当するかた

- ①手話奉仕員養成講座を修了したかた
 - ②講座修了後に、埼玉県手話通訳者養成講習会の入口試験を受験する意思のあるかた
 - ③聴覚障害者福祉に関わる活動に1年以上携わっているかた
- 定員**＝10名
申込み＝4月24日(金)までに電話または直接本庄市社会福祉協議会へ
問合せ＝本庄市社会福祉協議会 ☎22-7275

「児玉郡市手話奉仕員養成講座・入門課程」を開催

初めて手話を学ぶ人を対象にした講座です。日常でのあいさつや簡単な手話表現、さまざまな手段を使って伝えあうことを学びます。
日時＝5月13日(水)～12月16日(水)の毎週水曜日（休みあり）午後1時30分～3時30分
場所＝児玉公民館 会議室2・3
費用＝3,300円（テキスト代）

対象＝本庄市児玉郡在住・在勤で、初めて手話を学ぶかた
定員＝30名（先着順）
申込み＝4月9日(水)から電話または直接本庄市社会福祉協議会へ
 ※託児を希望のかたはご相談ください。
問合せ＝本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755

納税者の皆さまへお知らせ



土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産税台帳の縦覧制度を利用してみませんか

①土地、家屋帳簿の縦覧
 町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は、自己所有の土地だけでなく他の所有の土地も含めて土地課税台帳に登録された価格を縦覧できます。また、家屋の納税者は、自己所有の家屋だけでなく他の所有の家屋も含めて家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の縦覧
 固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を縦覧できます。また、土地を借りているかたはその土地について、家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を縦覧できます。

③宅地の標準的な価格の縦覧
 固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、どなたでも縦覧できます。

- 縦覧・縦覧期間
 - (1)土地、家屋帳簿の縦覧について
4月1日(水)～6月1日(月)の午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
 - (2)固定資産課税台帳の縦覧と宅地の標準的な価格の縦覧について
毎日、午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
- 縦覧・縦覧場所 総務税務課 税務係窓口
- 手数料 無料（②については、縦覧期間以外には有料になります。）
- 持参するもの ①、②を希望されるかたは、身分証明書（免許証、保険証など）と印鑑をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任届が必要です。
 なお、借地借家人で縦覧を希望するかたは身分証明書と印鑑のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

記入を忘れずお願いします!! 国勢調査に伴う届書記入 にご協力お願いします

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。今年も国勢調査が行われる年なので、各届書に職業の記入（死亡届には併せて産業の記入）をお願いします。
対象＝4月1日から令和3年3月31日までの出生届・死亡届・死産届・婚姻届および離婚届の届出
調査方法＝各届書の届出をされる際に、それぞれ職業をご記入ください。
問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

マナーからルールへ 受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、

受動喫煙防止対策が強化されました。この法改正により、喫煙はマナーからルールへと変わります。喫煙する際は、喫煙所を使用するだけでなく、屋外や家庭で喫煙をする際にも、望ましい受動喫煙を生じさせないよう、周囲の人に配慮しましょう。

4月1日、原則屋内禁煙
 飲食店・事業所など多数の人が利用する施設

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

群馬DC特別企画 八高線をSLが 特別運行します!

群馬デスティネーションキャンペーン開催に合わせ、5月24日(日)に、八高線（高崎駅～寄居駅間）でSLが特別運行されます。SLが本番運行する日は、ご家族やご友人などお誘いあわせ

のうえ、歓迎の気持ちを込めて沿線でSLに向かって大きく手を振っていただきますようご協力をお願いします。（線路内には立ち入らないよう、安全確保に十分ご配慮ください。）

なお、SLの運行に関して、排煙・汽笛などにより沿線の皆さまにご迷惑をお掛けする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

本運行日＝5月24日(日)
試運行日＝4月14日(火)、5月20日(水)、21日(木)を予定

予定時刻＝松久駅付近を午前11時ごろと午前11時45分ごろ通過
 ※詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
QRコード

問合せ＝JR東日本高崎支社 ☎080-1054-7369
 （4月29日(水)～5月6日(水)を除く月～金曜日 午前10時～午後3時）



まずはご相談を!! 財務省関東財務局に ご相談を

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

○詐欺的な投資勧誘に関するご相談
 ☎048-613-3952

○電子マネー詐欺相談（架空請求など）
 ☎048-600-1152

○多重債務相談
 ☎048-600-1113